

学校法人高崎健康福祉大学役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は学校法人高崎健康福祉大学（以下「法人」という。）の理事長・理事・監事（以下「役員」という。）及び評議員に関する報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員及び評議員には役員報酬を支給する。

2 法人の専任教職員の身分にあり、法人給与規程による職務手当が支給されている常勤役員及び常勤評議員には役員報酬は支給しない。

(会議・旅費)

第3条 役員及び評議員が法人用務のため会議等に出席したときは会議旅費を支給する。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人用務のため出張したとき出張旅費を支給する。

(報酬・旅費)

第5条 役員報酬・旅費の支給額等については、細則において定める。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正または廃止については、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1、この規程は昭和51年4月1日から施行する。
- 2、この規程は平成13年4月1日から改正施行する。

学校法人高崎健康福祉大学役員報酬等に関する細則

- 1、学校法人高崎健康福祉大学役員報酬に関する規程（以下「規程」という。）の細則を次の通り定める。
- 2、役員報酬は年額とし、理事・監事及び評議員の報酬は下記の通りとする。
 - (1) 理事・監事報酬年額 120,000円
 - (2) 評議員報酬年額 70,000円
 - (3) 役員報酬は12月に支給する。
 - (4) 理事から選出された評議員には理事の報酬のみとする。
- 3、法人用務のため会議等に出席した役員には次の会議旅費を支給する。
 - (1) 理事及び監事は車賃・日当を含め1日10,000円とする。
 - (2) 評議員は車賃・日当を含め1日7,000円とする。ただし、大学の専任教職員から選出された役員及び同日開催された評議員会に出席した理事選出の評議員には支給しない。
- 4、法人用務のため出張した役員及び評議員に支給する出張旅費は学校法人高崎健康福祉大学出張旅費規程によるものとする。
- 5、この細則は、平成13年1月1日から改正適用する。